

優良乳用牛導入支援事業補助金交付要綱

制 定 令和 4 年 8 月 19 日付け農畜第 877 号

改 正 令和 7 年 10 月 8 日付け農畜第 1067 号

改 正 令和 8 年 3 月 31 日付け農畜第 1916 号

改 正 令和 8 年 8 月 31 日付け農畜第 914 号

(趣旨)

第 1 条 知事は、飼料価格の高騰等により経営状況が悪化した酪農家を支援し持続的な酪農生産基盤の維持を図るため、酪農家等（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和 47 年沖縄県規則第 102 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(事業の内容等)

第 2 条 本事業は、次に掲げるものにより構成されるものとし、事業内容、事業実施主体、経費及びこれに対する補助率については、別表 1 のとおりとする。

(1) 優良乳用種導入支援

県外からの優良乳用雌牛の導入経費の一部を支援

(補助金の交付申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が定める日までに優良乳用牛導入支援事業補助金交付申請書（第 1 号様式）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らか場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第 4 条 知事は、前条の申請があった時は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の交付決定にあたり、知事は、補助金の適正な交付を行うため必要がある

ときは、補助金の交付申請に係る事項について修正を加え、又は条件を付して交付の決定をすることができる。

- 3 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定をすることができる。

(申請書の取下げ)

第5条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に優良乳用牛導入支援事業補助金交付申請取下書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(重要な変更の承認)

第6条 補助事業者は、次に掲げる変更を行うときは、優良乳用牛導入支援事業補助金変更承認申請書(第3号様式)を知事に提出して事前に承認を受けなければならない。

- (1) 事業費の30パーセントを超える増減
- (2) 補助金額の増加を伴う事業費の増

(事業遅滞等の報告)

第7条 補助事業者は、事業が予定期間内に完了することができないと見込まれるときは、あらかじめ優良乳用牛導入支援事業補助金予定期間延長承認申請書(第4号様式)を速やかに知事に提出して承認を受けなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した優良乳用牛導入支援事業補助金中止(廃止)承認申請書(第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(概算払いの請求)

第9条 補助事業者は、補助金の概算払いを受けようとするときは、優良乳用牛導入支援事業補助金概算払請求書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第10条 補助事業者は、知事の要求があったときは速やかに優良乳用牛導入支援事業補助金遂行状況報告書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、事業の完了した日から起算して20日を経過した日又は補

助金の交付決定を受けた年度の3月3日までのいずれか早い日までに優良乳用牛導入支援事業補助金実績報告書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 第3条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その減額した金額が上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（第9号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 知事は、前条の報告を受けたときは、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業等の実施結果が補助金の交付の決定内容（第6条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

- 2 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命じることができる。
- 3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、未納の期間に応じて年利10.95パーセントで計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第13条 知事は、第8条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第4条の決定の内容（第6条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、規則、本要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、交付対象事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返

還を命ずることができる。

- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。ただし、第 1 項第 4 号に規定する場合はその限りではない。
- 4 第 2 項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 12 条第 3 項の規定を準用する。

(精算払いの請求)

第 14 条 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、直ちに優良乳用牛導入支援事業補助金精算払請求書（第 10 号様式）を知事に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

- 第 15 条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けずに補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 財産の処分を制限する期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第 5 条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
 - 3 補助事業者は、処分制限期間において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、事業により導入した家畜が家畜管理者の責に帰さない事由により死亡又は補助目的に従った使用が困難となり処分された場合にあっては、知事が別に定めるところによる。

(証拠書類等の保管)

- 第 16 条 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を整備して、前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。
 - 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前 2 項の帳簿等に加え、財産管理台帳（第 11 号様式）その他関係書類を整備保管しなければならない。
 - 4 前 3 項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(事業実施状況の報告)

第 17 条 事業実施主体は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、毎会計年度終了後 60 日以内に当該補助事業に係る過去 1 年間の実施状況等について、優良乳用牛導入支援事業実施状況報告書（第 12 号様式）を知事に提出しなければならない。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 19 日から施行し、令和 4 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和 7 年 10 月 8 日から施行する。

この通知による改正前の酪農生産基盤維持緊急支援事業補助金交付要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和 8 年 3 月 31 日から施行する。ただし、この通知による改正前の酪農生産基盤維持緊急支援事業補助金交付要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和 8 年 8 月 31 日から施行し、令和 8 年度予算から適用するものとする。ただし、この通知による改正前の優良乳用牛導入支援事業補助金交付要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

別表 1 （第 2 条関係）

事業内容	事業実施主体	経費	補助率
優良乳用種導入支援 県外からの優良乳用雌牛の 導入経費の一部を支援	酪農家、知事が 必要と認めた団 体	ホルスタイン種 初妊牛の購入費	定額 35 万円/頭 （ただし、購入 価格が 35 万円未 満の乳用牛につ いては、購入価 格を上限とす る。）

第1号様式（第3条関係）

第 年 月 日 号

沖縄県知事 殿

申請者住所
団 体 名
代表者氏名

年度優良乳用牛導入支援事業補助金交付申請書

年度において、優良乳用牛導入支援事業を実施したいので、補助金 円を交付して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的 （別紙のとおり）
- 2 事業の内容 （別紙のとおり）

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（又は実績）

事業内容	受益		事業量	総事業費	負 担 区 分		備 考
	頭数	出荷 乳量			県補助金	その他	
	頭	t	頭	円	円	円	除税額 円
合計							

3 収支予算（又は精算）

（１） 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
(1) 県補助金	円	円	円	円	
(2) その他					
合 計					

（２） 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精 算額)	前年度予算額 (又は本年度予 算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
(1) 県補助金	円	円	円	円	
(2) その他					
合 計					

（注）収入の合計と支出の合計は、一致すること。

4 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

5 添付書類

（１）事業費の積算根拠

（２）その他知事の要求する書類

第2号様式（第5条関係）

第 年 月 日 号

沖縄県知事 殿

申請者住所
団 体 名
代表者氏名

年度優良乳用牛導入事業補助金交付申請取下書

年 月 日付け沖縄県指令農第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり交付申請を取り下げたいので、届け出ます。

記

1 交付申請を取り下げようとする理由

第3号様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者住所
団 体 名
代表者氏名

年度優良乳用牛導入支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け沖縄県指令農第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

(注) 記の記載様式は、第1号様式に準ずるものとし、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、変更に係る部分については、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

また、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

第4号様式（第7条関係）

第 年 月 日 号

沖縄県知事 殿

申請者住所
団 体 名
代表者氏名

年度優良乳用牛導入支援事業補助金予定期間延長承認申請書

年 月 日付け沖縄県指令農第 号で補助金の交付決定通知のあった事業は下記の理由で当初予定期間内に完了できないので、予定期間の延長を承認して下さるよう申請します。

記

- 1 事業実施主体名
- 2 事業内容
- 3 着手年月日
- 4 当初完了予定年月日
- 5 承認を受けようとする延長期間
- 6 事業が予定期間内に完了しない理由
- 7 事業遂行状況

経 費	予定事業量	今回の出来高	備 考
		%	

（注）経費の欄には、別表の経費を記入すること。

第5号様式（第8条関係）

第 年 月 日
号

沖縄県知事 殿

申請者住所

団 体 名

代表者氏名

年度優良乳用牛導入支援事業補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け沖縄県指令農第 号で補助金の交付決定通知があった事業の実施について、下記の事由により事業中止（廃止）したいので、承認願います。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

第 6 号様式（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者住所
団 体 名
代表者氏名

年度優良乳用牛導入支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け沖縄県指令農第 号により補助金の交付決定通知のあった事業について、下記により金 円を概算払いにより交付されたく、請求します。

記

年 月 日現在

補助事業に要する経費	うち 県補助金 (A)	補助金の 9 割相当額	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残額 (A) - ((B) + (C))		事業完了予定日	備考
			金額	出来高	金額	月 日 までの 予定出来高	金額	月 日 までの 予定出来高		
円	円	円	円	%	円	%	円	%		

振込先金融機関名等

銀行 支店 預金 口座番号 口座名義人

第 7 号様式（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者住所
団 体 名
代表者氏名

年度優良乳用牛導入支援事業補助金遂行状況報告書

年 月 日付け沖縄県指令農第 号により補助金の交付決定通知のあった事業について、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

区分	計画 事業費	事 業 遂 行 状 況				備考
		月 日までに 完了したもの		残事業		
		事業費	出来高比率	予定 事業費	完了 予定年月日	
	円	円	%	円		
計						

第8号様式（第11条第1項関係）

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者住所
団 体 名
代表者氏名

年度優良乳用牛導入支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け沖縄県指令農第 号により補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、その実績を報告します。

記

（注）記の記載様式は、第1号様式に準ずるものとし、軽微な変更があった場合には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

第9号様式（第11条第3項関係）

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者住所
団 体 名
代表者氏名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け沖縄県指令農第 号により補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり報告します。

記

- 1 優良乳用牛導入支援事業補助金交付要綱第12条の額の確定額
(年 月 日付け農畜第 号による額の確定通知額)
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円

（注）事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

第 10 号様式（第 14 条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者住所
団 体 名
代表者氏名

年度優良乳用牛導入支援事業補助金精算払請求書

年 月 日付け沖縄県達農第 号で補助金の額の確定があった事業について、下記により金 円を精算払して下さるよう請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
- 2 振込先金融機関及び口座番号
銀行 支店 預金 口座番号 口座名義人

第 11 号様式（第 16 条第 3 項関係）

財 産 管 理 台 帳

事業名	事業主体名	名称	形状 寸法	数量	単価 (円)	取得 金額 (円)	検収又は 取得年月 日	耐用 年数	処分 制限 年月日	処分の状況			備考
										処分の 種類	処分 年月日	補助金 返還額	

- (注) 1. 事業主体がこの補助事業により取得し、又は効用の増加した 1 件 50 万円以上の財産について記入のこと。
2. 備考欄に補助率（額）を記入すること。

第 12 号様式（第 17 条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者住所
団 体 名
代表者氏名

年度優良乳用牛導入支援事業実施状況報告書

みだしのことについて、 年度の事業実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 事業の実施状況 （別紙のとおり）

(別紙)

優良乳用種導入支援

N o .	耳標番号	出荷乳量	分娩日（予定日）	備考

※出荷乳量は個体乳量が計測できる場合は記入すること。受精卵移植を実施した場合は備考欄に「E T」と記入すること。また、妊娠鑑定まれの牛については備考欄に「妊娠鑑定まれの」と記入すること。